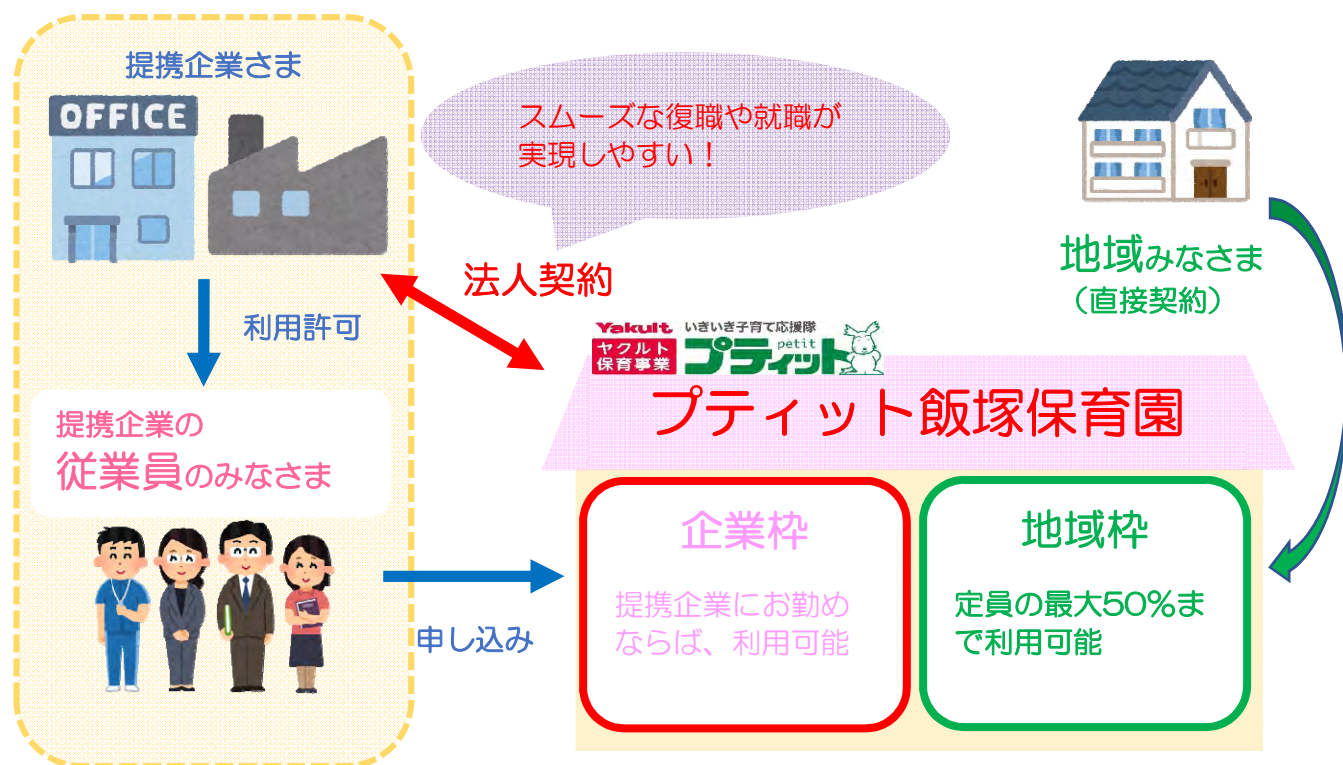


# 企業主導型保育事業とは？

## 企業主導型保育事業所とは、「会社がつくる保育園」です

企業主導型保育事業は、内閣府が中心となり2016年にスタートした制度です。多様な働き方に応じた保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立の助けとなることを目的としています。企業主導型保育事業では、子どもを預かる施設として保育の質を担保するため、施設の設置・運営において厳正な基準が設けられています。企業主導型保育事業所とは、この基準を満たしている保育園です。



企業主導型保育事業所には、「企業枠」と「地域枠」があります。企業様と当園が提携契約(共同利用契約)を結ぶことにより、従業員の方も「企業枠」の利用が可能になります。

### 企業提携のメリット

#### ①女性活躍の推進

女性をはじめとする従業員が、結婚、妊娠、出産、子育てというライフステージにかかわらず働き続けやすくなります。

#### ②優秀な人材採用・確保

従業員のワークバランスに真摯に取り組む姿勢から、企業の魅力が向上することで、優秀な人材の採用・確保に非常に有効です。求人募集の際には『提携保育園あり』と記載できるアドバンテージもあります。

#### ③地域貢献

地域の子どもを受け入れることで、待機児童の解消に資するという大きな地域貢献になります。

#### ④企業イメージの向上

地域の子どもを受け入れることで、待機児童の解消に資するという大きな地域貢献になります。

**⚠ 企業枠の締結は、社会保険(厚生年金)を納めている企業様や事業主が対象です。**

社会保険は「健康保険」「介護保険」「厚生年金」の3つを指し、従業員が厚生年金に加入している事業所は「子ども・子育て搬出金」(児童手当搬出金)の負担も発生します。